

新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別紙) 関税評価に関する取扱事例 (事例 43) 賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1) (省略) 【答】 1. ～ 6. (省略) 7. 具体的には、全耐用期間（5 年間）にわたって支払われるべき賃貸借料の総額（R）から、本邦における据付け及び整備に係る費用（M）及び金利（I）を控除したものが課税価格となる。計算式は、次のとおりである。 課税価格 = R - (M + I) (注 1) (省略) (注 2) 具体的な計算例は、<u>(後記事例「賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(2)」)</u> 参照。	(別紙) 関税評価に関する取扱事例 (事例 43) 賃貸借契約に基づき輸入される貨物の課税価格(1) (同左) 【答】 1. ～ 6. (同左) 7. 具体的には、全耐用期間（5 年間）にわたって支払われるべき賃貸借料の総額（R）から、本邦における据付け及び整備に係る費用（M）及び金利（I）を控除したものが課税価格となる。計算式は、次のとおりである。 課税価格 = R - (M + I) (注 1) (同左) (注 2) 具体的な計算例は、<u>(事例 41)</u> 参照。